

協議第 9号（継続協議）

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについては，次のとおり提案する。

平成15年 7月 7日 提出

大崎地方合併協議会
会長 佐々木 謙 次

協定項目 19	慣行の取扱い
<p>1 新市の市章については，公募するものとし，新市の市章候補の選定を「新市名称及び市章選定小委員会」に付託し，小委員会において協議，調整のうえ，合併時までに協議会において決定する。</p> <p>2 市民憲章は，新市において新たに定める。</p> <p>3 市の木，花，鳥，獣，歌及び宣言は，新市において必要に応じて定める。</p> <p>4 表彰については，新市において新たに定める。ただし，新たに定めるまでは，1市6町の現行の制度によるものとする。</p> <p>5 名誉市町民及び礼遇者等は，新市に引き継ぐものとする。</p>	

平成15年 7月 7日 提案

平成15年 7月 7日 承認（公募と小委員会付託について）

平成16年 2月 6日 再提案

大崎地方合併協議会の調整方針

協定項目	19	小委員会名	
協定項目	慣行の取扱い	専門部会名	総務部会
細目		分科会名	行政分科会

調整の方針(方法)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市の市章については、公募するものとし、新市の市章候補の選定を「新市名称及び市章選定小委員会」に付託し、小委員会において協議、調整のうえ、合併時まで協議会において決定する。 2 市民憲章は、新市において新たに定める。 3 市の木、花、鳥、獣、歌及び宣言は、新市において必要に応じて定める。 4 表彰については、新市において新たに定める。ただし、新たに定めるまでは、各市町の現行の制度によるものとする。 5 名誉市町民及び礼遇者等は、新市に引き継ぐものとする。
-----------	---

事務事業名	現況							調整の方針(方法)
	古川市	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	田尻町	
市町章	<p>昭和 28 年 6 月 17 日制定</p>  <p>荒雄川(江合川)をはさみ、四周諸村が合併した歴史を明らかにし、その円満にして荒雄の流れの絶えることのないように市の永遠性を表しています。</p>	<p>昭和 39 年 11 月 9 日制定</p>  <p>松山町の「マ」を図案化したもので、町民が自由と平和を求め、美しい風習を育てつつ豊かな生活を築き、ともどもに繁栄を願って努力し合うとして、定めました。</p>	<p>昭和 40 年 11 月 2 日制定</p>  <p>三本木町の「さ」を図案化したもの。円形は町の和、中央の白線は鳴瀬川、両端の翼形は飛躍発展する町の姿を象徴しています。</p>	<p>昭和 40 年 3 月 20 日制定</p>  <p>かしまだいの「か」の字を図案化し、丸い輪で囲んだもので、「か」の両翼は町の飛躍発展をあらわし、輪は町民の団結と平和をあらわしている。</p>	<p>昭和 37 年 10 月 1 日制定</p>  <p>岩出山町の「い」と「わ」を図案化したもので、全体の形は「出」と「山」の字を兼ねている。四方に広げたつばさは元の4つの町村を、中の縦の線は町の真ん中を流れる江合川を表し、外側の丸みは町民の結びつきと和を意味している。</p>	<p>昭和 38 年 9 月 19 日制定</p>  <p>町村合併 10 周年を記念して広く一般から公募して制定したもので、「NARUKO」の頭文字「N」を図案化したものである。円形の部分は鳴子町の由緒ある歴史と栄光ある永遠性を讃えんと共に町民の団結と融和を表し、のびやかな形の「N」は本町の将来の発展を象徴したものである。</p>	<p>昭和 43 年 2 月 11 日制定</p>  <p>田尻の「た」を図案化したもので、二つの円は町と家庭の融和の和と団結を意味し、末広は、本町の限りない発展、飛躍を表したものです。</p>	<p>公募するものとし、新市の市章候補の選定を「新市名称及び市章選定小委員会」に付託し、小委員会において協議、調整のうえ、合併時まで協議会において決定する。</p>
市町民憲章	<p>昭和 44 年 4 月 1 日制定</p> <p>古川市民憲章 私たちは、自然の恩恵と伝統に輝く古川市の市民であることに誇りと責任を感じ、相互の信頼と協力を基調として、ここに敢えて自らの心の道しるべ生活の規範をかかげわが古川市が永遠に美しく豊かに発展していくことを願います。</p> <p>私たち古川市民は 1.まことをつくし、日に日に向上する人になります。 2.愛情と尊敬のもとに、明るい家庭をつくります。 3.きまりを守り、新設をつくし、よい風習をそだてます。 4.輝く文化と豊かな生産にとりくみます。 5.創意と希望をもって、壮大な郷土をきずきます。</p>	<p>昭和 59 年 11 月 20 日制定</p> <p>松山町民憲章 私たちは、豊かな自然と文化遺産に恵まれた松山町の町民です。 この町に住む誇りと責任をもって、うるわしく、活力に満ちた郷土の繁栄をねがい、この憲章を定めます。 一、心身をきたえ、まことをつくし、つねに進歩をめざします。 一、愛情と尊敬をもち、話し合いのある明るい家庭を作ります。 一、きまりを守り、力をあわせてあたたかい地域を育てます。 一、勤労を尊び、意欲をもって豊かな生産にはげみます。 一、ともに学び教養を高め、香り高い文化の町をきずきます。</p>	<p>昭和 50 年 2 月 27 日制定</p> <p>三本木町民憲章 一、わたくしたちは、三株の里三本木の町民です。 一、体をきたえ、生産にはげみ明るい家庭をつくります。 一、たがいに信じ助け合い住み良い町をつくります。 一、自然を守り伝統を生かし文化の町をつくります。 一、未来をつくる子どもたちの育成に努めます。</p>	<p>昭和 56 年 10 月 23 日制定</p> <p>鹿島台町民憲章 私たちは、開拓魂あふれる父祖の偉業を受け継ぎ、このまちに誇りをもち、創造と活力にみちたまち鹿島台をつくるため、町制施行 30 周年を機とし、ここに、私たちの総意によって、町民憲章を定めます。 私たちは、この憲章とともに、責任をわかちあい、着実に力強く前進をはじめます。</p> <p>1.私たちは 働くことをよるこび苦難にうちかち みのり豊かなまちをつくります 1.私たちは こころとからだをきたえ 知能をみがき みをひらくまちをつくります 1.私たちは 信じあいたすけあい 自らの手で 正しく明るいまちをつくります 1.私たちは 平和ときまりをまもり 創意をこらし 文化かおるまちをつくります 1.私たちは 山川のめぐみをたたえ 自然をいかし 清くすみよいまちをつくります</p>	<p>昭和 56 年 4 月 1 日制定</p> <p>岩出山町民憲章 わたしたちは、豊かな自然と歴史的風土に恵まれた岩出山町の町民です。この地を築いた先人のすぐれた伝統を受けつぎ、ここに生きる喜びと誇りをもって、この憲章を尊重し住みよい郷土の繁栄をめざします。 一、自然を大切にきれいな町をつくります 一、きまりを守り明るい町をつくります 一、健康で働き豊かな町をつくります 一、ともに学び文化の町をつくります 一、力を合わせ生きがいのある町をつくります</p>	<p>平成 6 年 11 月 4 日制定</p> <p>鳴子町民憲章 私たちは、鳴子町民としての誇りを持ち、恵まれた自然と人のつながりを大切に、心豊かに、魅力ある町をめざして、この憲章を掲げます。 一、お互いに思いやりの心を持ち、学びあう町にしましょう。 一、訪れる人々を温かく迎え、出会いを大切にしましょう。 一、郷土の文化と産業を愛し、生き生きとした町にしましょう。</p>	<p>昭和 59 年 11 月 2 日制定</p> <p>田尻町民憲章 加護坊山の さくら花 とわに うつくしくあれ 大崎耕土に 実る幸 とわにあたらしくあれ 大地に生きぬく 勇気 とわに たくましくあれ ふるさと田尻の 愛 とわにあたたかくあれ われら 共に築き 共に誇り 未来へ伝えよう生産の町</p>	<p>新市において新たに定める。</p>

協定項目	19	小委員会名	
------	----	-------	--

大崎地方合併協議会の調整方針

協定項目	19	小委員会名	
協定項目	慣行の取扱い	専門部会名	総務部会
細目		分科会名	行政分科会

事務事業名	現況							調整の方針(方法)
	古川市	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	田尻町	
市町の木	いちよう	松	えのき	杉	縦の木	みずき	梅	新市において必要に応じて定める。
市町の花	あやめ	ユズ	すいせん	さつき	山ユリ	りんどう	桜	
市町の鳥	-	かっこう	-	白鳥	-	やまどり	鶯	
市町の獣	-	-	-	-	-	かもしか	-	
市町の歌	古川市民歌	松山町民歌	-	鹿島台町民歌	岩出山町民歌	-	田尻町民歌 田尻青春歌	
宣言	「交通安全都市宣言」 (昭和37年2月28日) 「米輸入自由化反対都市宣言」 (平成2年9月21日) 「ｽｰﾂ都市宣言」 (平成3年3月5日) 「健康福祉都市宣言」 (平成10年12月18日)	「健康の町宣言」 (昭和53年11月12日)	「非核・平和の町宣言」 (平成13年3月23日)	「交通安全都市宣言」 (昭和37年3月31日) 「非核・平和のまち宣言」 (昭和60年11月24日)	「交通安全都市宣言」 (昭和37年5月30日) 「青少年の非行防止宣言」 (昭和55年9月30日) 「暴走族追放宣言」 (昭和55年9月30日) 「核兵器廃絶平和都市宣言」 (昭和58年10月6日) 「交通事故防止宣言」 (昭和59年12月26日) 「ゆとり宣言」 (平成2年10月5日) 「暴力追放都市宣言」 (平成4年6月25日)	「非核平和宣言」 (昭和61年3月11日) 「飲酒運転撲滅宣言」 (平成14年9月26日)	「米輸入自由化反対の町宣言」 (平成3年6月19日)	
表彰	古川市名誉市民条例 (昭和39年7月6日) 古川市長、市議会議員等の職にあった者の礼遇に関する条例 (昭和45年3月20日) 古川市表彰条例 (昭和45年3月20日) 古川市名誉市議会議員顕彰規則 (昭和62年3月3日) 古川市永年市議会議員表彰規則 (昭和62年3月3日) 古川市職員表彰規程 (昭和31年12月25日)	松山町名誉町民条例 (昭和63年3月17日) 松山町褒賞条例 (昭和39年2月9日) 松山町褒賞条例施行規則 (昭和46年1月5日)	三本木町名誉町民条例 (昭和37年7月1日) 三本木町表彰条例 (昭和50年6月16日) 三本木町表彰条例施行規則 (昭和50年4月1日) 三本木町表彰選考基準要綱 (昭和59年11月1日)	鹿島台町名誉町民条例 (昭和45年12月25日) 鹿島台町表彰条例 (昭和55年12月25日) 鹿島台町表彰条例施行規則 (昭和55年12月25日)	岩出山町名誉町民条例 (昭和55年3月3日) 岩出山町礼遇者に関する条例 (昭和45年12月21日) 岩出山町表彰条例 (昭和35年3月4日) 岩出山町礼遇者に関する条例施行規則 (昭和45年12月21日) 岩出山町表彰条例施行規則 (昭和35年4月1日)	鳴子町名誉町民条例 (昭和32年5月20日) 鳴子町長等特別職の職にあった者の礼遇に関する条例 (昭和45年1月30日) 鳴子町功労者等の表彰に関する条例 (昭和29年8月15日) 鳴子町長等特別職の職にあった者の礼遇に関する条例施行規則 (昭和45年1月30日) 鳴子町功労者等の表彰に関する条例施行規則 (昭和44年11月24日)	田尻町名誉町民条例 (昭和59年3月29日) 田尻町礼遇者条例 (平成9年3月27日) 田尻町表彰規則 (平成元年9月12日)	・表彰については、新市において新たに定める。ただし、新たに定めるまでは、各市町の現行の制度によるものとする。 ・名誉市民及び礼遇者等は、新市に引き継ぐものとする。

慣行の取扱いに関する事例

東京都西東京市（平成13年1月21日合併）

- (1) 市章は，新市において，調整する。
- (2) 市の木，花，鳥は新市において，調整する。
- (3) 市民憲章，高齢者憲章，都市宣言については，新市において，調整する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日合併）

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については，新市において検討するものとする。
ただし，市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については，新市において検討する。
- (3) 都市間交流については，新市において継続する。
- (4) 名誉市民，市民栄誉賞，文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

佐賀県唐津市（平成16年10月1日合併予定）

新市の章，シンボルマ - ク，憲章及び宣言は，新市において調整する。
新市の花，木及び歌は，新市において調整する。
行政行事及び表彰制度は，合併時まで調整する。
名誉市民制度は，新市において調整する。

三重県桑名市（平成16年12月1日合併予定）

- 1. 市章については，合併前までに調整し，新市移行と同時に制定する。
- 2. 市民憲章については，新市に移行後，検討する。
- 3. 市の花・木・鳥については，新市に移行後，検討する。
- 4. 市の歌については，新市に移行後，検討する。
- 5. 宣言については，新市に移行後，調整する。
- 6. 表彰については，新市に移行後，調整する。ただし，名誉市（町）民は新市に引き継ぐものとする。